

# 看板だって 景観の一部です。

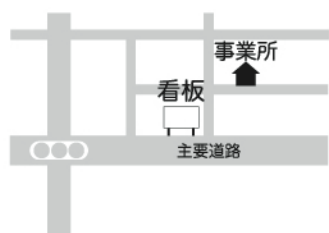
市内にある屋外の看板は、規制区域内（特に国道沿い）において設置する時は許可が必要な場合があります（下図参照）。看板規制を行い、無秩序な看板設置を防ぐことで、良好な景観を維持するものです。今回は、屋外広告物の案内図版について、注意点等をご紹介します。案内広告物とは、矢印や案内図などを掲示し、誘導を図る広告物です。この広告物についても、規制区域内に設置する場合は許可が必要となります。

案内図版設置許可基準については、平成 25 年 10 月 1 日の基準の改正による 3 年間の経過措置期間（平成 28 年 9 月 30 日迄）が終了し、板面の表示内容や色彩、看板の設置場所等に制限が加わりました。その内容について下記にて主要な部分について説明をします。

## 看板設置（案内図版）の注意点

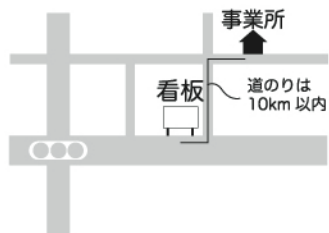
①

事業所等への案内に関して、事業所等が主要な道路（国道など）に接していない場合に設置できる。



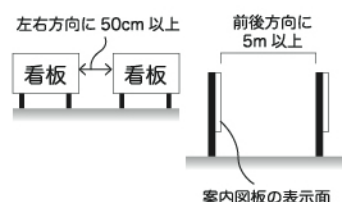
②

案内図版の設置場所から事業所等の道のりが、10 キロメートル以内であること。



③

他の案内図版が、その設置予定箇所にある場合は、相互間距離として、左右方向に 50 cm 以上かつ前後方向に 5m 以上案内図版どうしを離すこと。



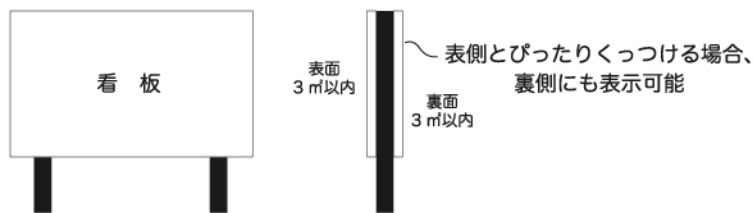
④

案内図版の高さが、地上 5 メートル以下。



⑤

案内図版に表示される表示面積は、片面 3 m<sup>2</sup> 以内が原則です（特別規制区域）。表面と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏面に表示も可能。



⑥

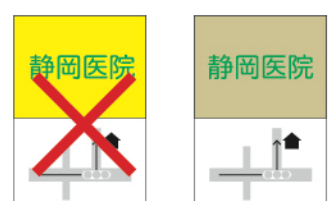
事業所等に案内するための地図又は矢印を必ず表示し、記載するスペースは、板面の表示面積の 3 分の 1 以上。



看板全体の 1/3 以上

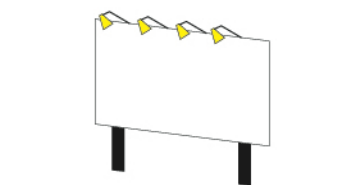
⑦

案内広告板の色彩について一定の規制があります。  
※自然公園法においても規制あり

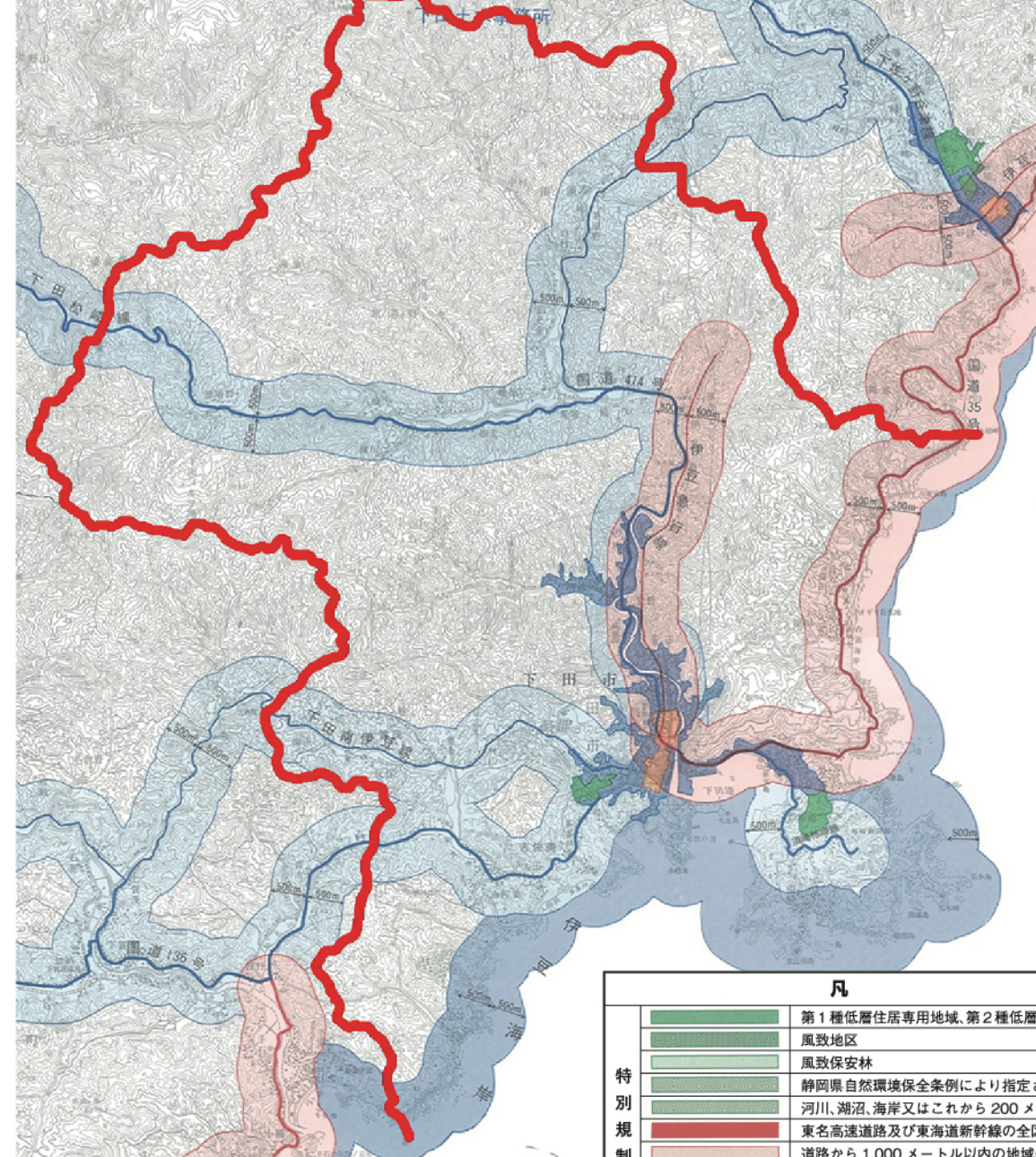


⑧

電飾設備の動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）を使用しないものとなります。



案内図版設置許可基準については、平成 25 年 10 月 1 日の基準の改正による 3 年間の経過措置期間（平成 28 年 9 月 30 日迄）が終了し、板面の表示内容や色彩、看板の設置場所等に制限が加わりました。その内容について上記にて主要な部分について説明をします。 ※詳しくは下田市建設課までお問い合わせください。



市内の規制区域をチェックして  
正しい看板を設置しましょう。  
今後、規制区域の案内看板について基準を守り、  
市の景観を良くしていきましょう。

上図は下田市内における案内看板の規制区域基準です。案内看板設置の際は、こちらをご参照ください。

| 凡                                                    | 例                       |
|------------------------------------------------------|-------------------------|
| 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域                          |                         |
| 風致地区                                                 |                         |
| 風致保安林                                                |                         |
| 静岡県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域（特別地区のみ）                  |                         |
| 河川、湖沼、海岸又はこれから 200 メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域            |                         |
| 東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間               |                         |
| 道路から 1,000 メートル以内の地域のうち知事が指定する区域                     |                         |
| 《その他の規制地域》                                           |                         |
| 1. 文化財保護法により指定された建造物の周囲 50m 以内の地域、史跡、名勝、天然記念物の地域     |                         |
| 2. 静岡県文化財保護条例により指定された建造物の周囲 50m 以内の地域、史跡、名勝、天然記念物の地域 |                         |
| 3. 都市公園及びカントリーパーク                                    |                         |
| 4. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内       |                         |
| 普通規制地域                                               |                         |
| 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間                                  |                         |
| 道路から 1,500 メートル以内の地域のうち知事が指定する区域                     |                         |
| 河川、湖沼、海岸又はこれから 500 メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域            |                         |
| 用途地域                                                 | 下記以外の用途地域               |
|                                                      | 商業地域、容積率 300% 以上の近隣商業地域 |

## 規制区域内の屋外看板の改修事案紹介



修正前



修正後

規制区域内にある看板（左写真）が以下の点に考慮し改修されました。参考までにご覧ください。

- 電気設備（動光掲示）は、禁止となりましたので撤去しました。
- 看板の 1/3 以上を案内表示として線や色で明確な区分にしました。